

軽米町地域福祉計画

概要版

2024年3月

軽 米 町

目次

第1章 計画策定について	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 計画検討の流れ.....	3
第2章 現状と課題.....	4
1. 人口動態.....	4
2. 保健福祉の現状.....	5
3. 地域福祉の現状.....	9
4. 主な地域の活動.....	12
第3章 計画の理念と方針	15
1. 基本理念.....	15
2. 基本目標・基本方針	16
3. 重点的な取り組み.....	21
4. 施策の展開.....	23
第4章 計画の推進方策	24
1. 推進体制等.....	24
2. 計画の評価.....	24
第5章 成年後見制度利用促進に向けた取り組み.....	25
1. 計画策定の背景.....	25
2. 現状と課題.....	25
3. 計画の位置づけ.....	26
4. 計画の期間.....	26
5. 基本理念.....	26
6. 基本方針.....	27
7. 基本目標.....	27
8. 庁内連携の強化.....	28

第1章 計画策定について

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年の私たちの社会は、産業の変化や生活様式の多様化、核家族化・少子高齢化などに伴い社会全般で子育てや介護の役割が増してきている一方で、家庭内の支え合いの力が弱まり、地域内での相互扶助機能も低下していると言われてしています。加えて、学校におけるいじめや経済的に困窮する家庭の増加、職場や人間関係からくるストレスによる精神疾患やメンタルヘルス不調、社会からの引きこもり、家庭内の暴力、子どもや高齢者への虐待、孤独死、自殺など、地域には解決すべき多くの問題が存在します。

これらの広範な課題に対応するため、保健、医療、福祉をはじめとする生活の全般にわたる包括的なアプローチが求められています。この実現には、公共サービスや民間の取り組みだけでなく、地域住民や民生児童委員の積極的な参加と協力、相互の支援が重要です。将来にわたって、すべての住民が、年齢や障がい、社会的な立場や財産の有無の状況などに関わらず、生涯にわたって地域に溶け込み、安心して暮らせるような基盤を整えることが必要です。町内会、ボランティア、NPOなどの様々な主体が連携して、自助、互助、共助、公助の枠組みのもと、地域密着型で福祉の課題解決に取り組むことが大切です。

本計画では、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、住民が主体的に参加し協働することにより、人々が繋がりが合い、支え合い、活力ある安心した生活を送ることができる地域社会を築くことを目指します。さらに、軽米町総合発展計画に基づき、「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を目標に、実行可能な施策を提案します。

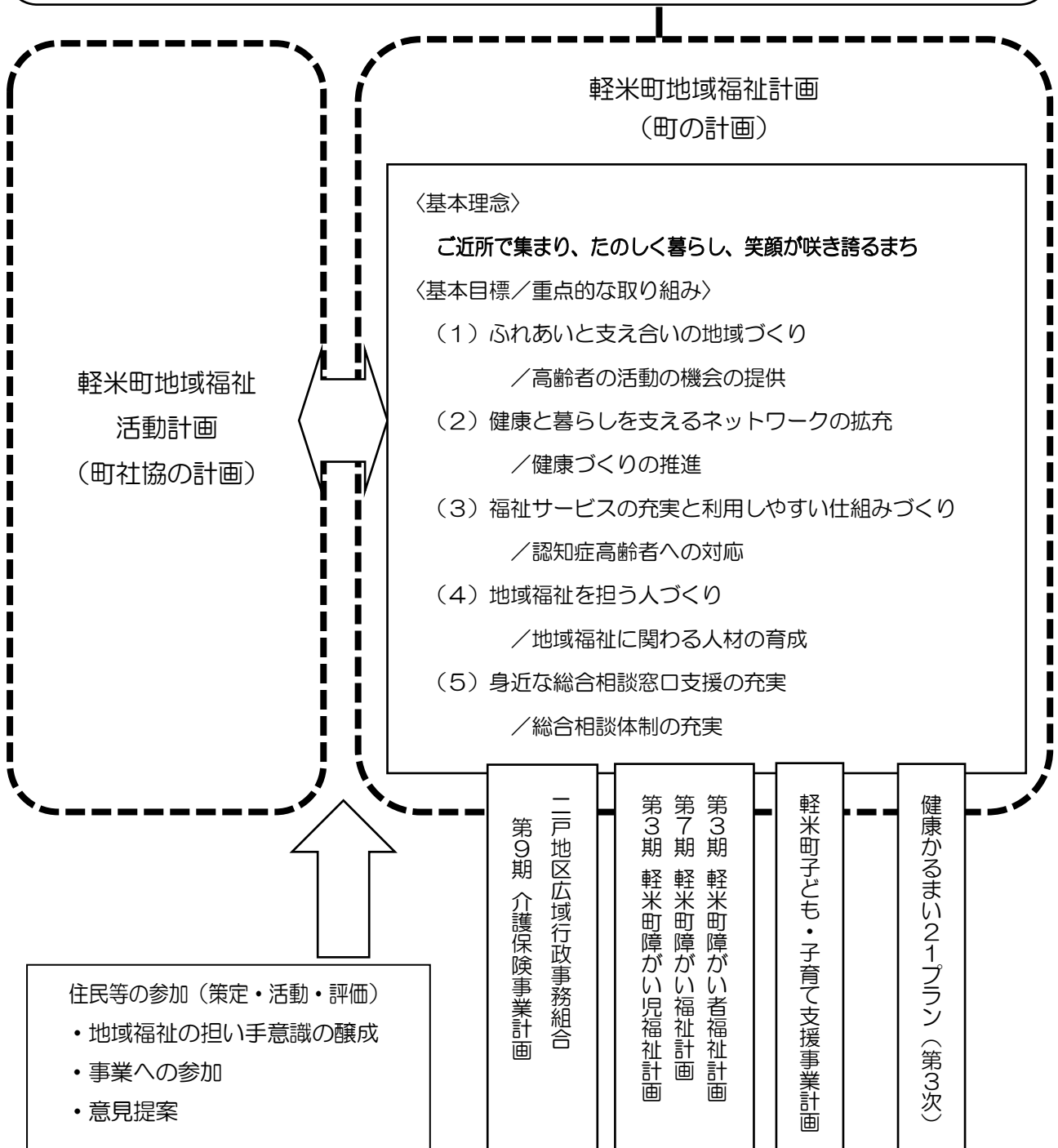
(2) 計画の位置づけ

社会福祉法第107条では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）」等について一体的に定める計画として、「地域福祉計画」が規定されています。本計画は、地域住民に最も身近な市町村が、住民等の主体的参加を得て、地域住民の福祉課題やニーズを明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童などの個別分野にとらわれない総合的な視点から、行政と住民等が一体となって、解決を図るための基本的な方針を定め、位置づけるものです。

また、地域福祉推進の効果を上げるため、今回策定される計画は、行政計画としての枠にとどまらず、軽米町社会福祉協議会や各種関係機関・団体、そして地域住民一人ひとりが参画・協働して地域福祉に取り組んでいくための社会計画の指針としての性格も有しています。

軽米町総合発展計画

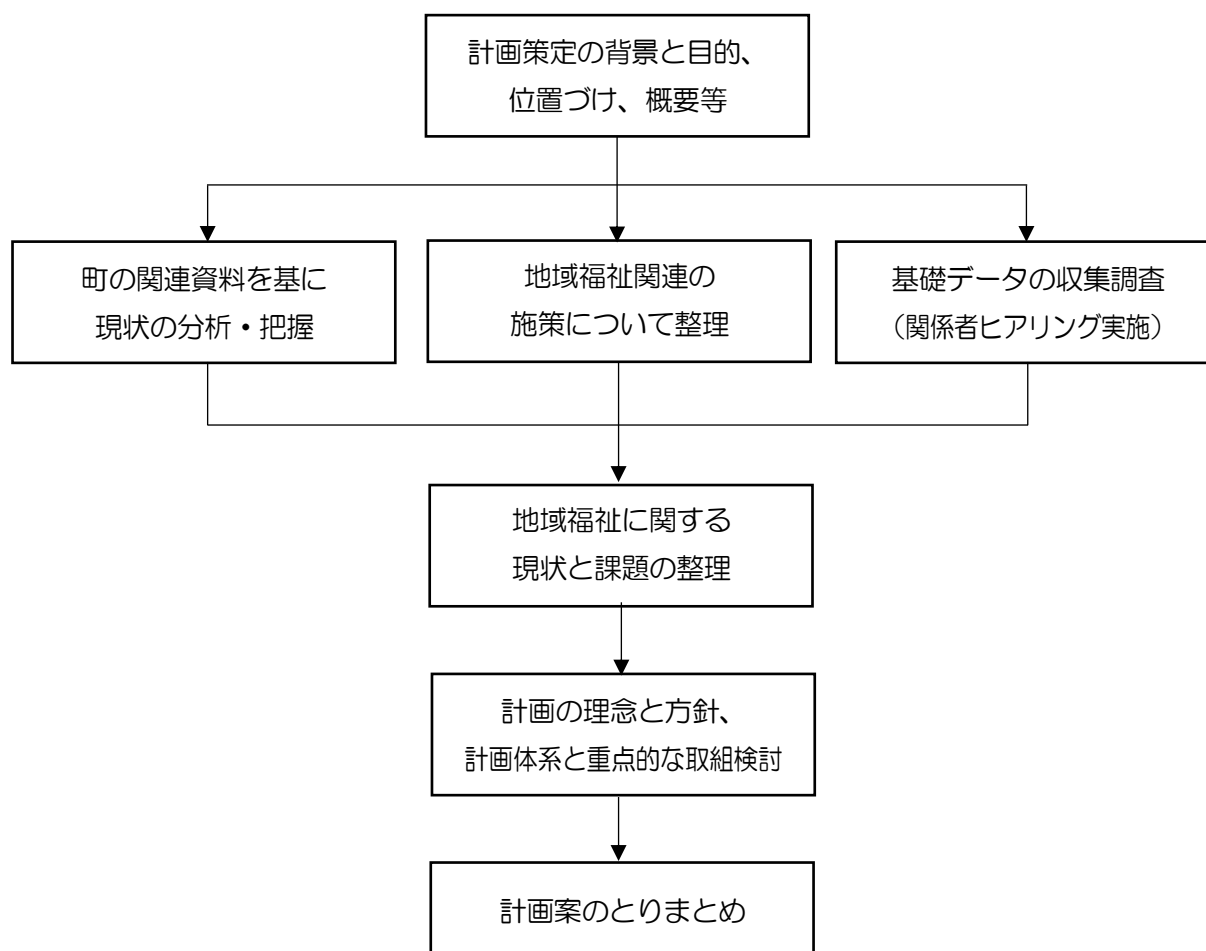
基本構想：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
後期基本計画：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度



(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から、令和10（2028）年度までの5か年とします。

2. 計画検討の流れ



(1) 地域福祉に関する現状と課題の分析

上位計画や地域福祉関連計画をふまえ、また、関係者ヒアリング調査結果、民生児童委員アンケート調査結果、庁内ヒアリングによる現行計画評価結果をふまえて、現状と課題の分析を行いました。

(2) 計画案のとりまとめ

町の現状と課題をふまえ、地域福祉計画の理念と方針、計画体系と重点的な取組内容等を検討し、計画案をとりまとめました。

第2章 現状と課題

1. 人口動態

(1) 総人口の推移

本町は、昭和30（1955）年に軽米町、小軽米村、晴山村が合併し、新たな軽米町となりました。国勢調査による総人口の推移をみると、年々減少傾向で推移し、令和2（2020）年には、9千人を下回っています。

人口の推移

区分	昭和60年 1985	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
総数	13,487	12,646	12,290	11,863	10,997	10,209	9,333	8,421
男	6,531	6,035	5,893	5,727	5,260	4,899	4,489	4,090
女	6,956	6,611	6,397	6,136	5,737	5,310	4,844	4,331
世帯数	3,607	3,473	3,517	3,533	3,456	3,343	3,318	3,274

資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少し、老年人口は増加傾向にあります。その結果、高齢化率の上昇は著しく、令和2（2020）年には、41.8%に至っています。

年齢3区分別人口の推移

区分	昭和60年 1985	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
年少人口	2,953	2,512	2,124	1,778	1,408	1,120	931	765
生産年齢人口	8,736	8,037	7,503	6,983	6,222	5,706	5,004	4,134
老年人口	1,798	2,097	2,663	3,098	3,367	3,383	3,398	3,521
高齢化率	13.3%	16.6%	21.7%	26.1%	30.6%	33.1%	36.4%	41.8%

資料：国勢調査

※ 年少人口：15歳未満人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満人口、老年人口：65歳以上人口

(3) 大字別人口・世帯数の推移

本町の人口世帯数の推移について、大字単位の傾向は、下表のとおりです。

平成22(2010)年と令和2(2020)年を比較したときの減少率は、人口17.5%、世帯数2.1%となっています。

町丁・字別人口・世帯数の推移

町丁・字等	平成22年 2010年		平成27年 2015年		令和2年 2020年		減少率(%) 2010→2020	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
軽米町(総数)	10,209	3,343	9,333	3,318	8,421	3,274	17.5	2.1
大字軽米	3,396	1,171	3,202	1,170	2,973	1,178	12.5	-0.6
大字上館	1,873	618	1,743	639	1,584	633	15.4	-2.4
大字高家	281	96	270	98	220	97	21.7	-1.0
大字長倉	86	25	82	26	65	26	24.4	-4.0
大字円子	498	173	439	163	385	157	22.7	9.2
大字蛇口	202	65	177	61	141	56	30.2	13.8
大字小軽米	1,441	492	1,291	485	1,145	451	20.5	8.3
大字晴山	1,282	383	1,129	371	976	370	23.9	3.4
大字山内	1,124	314	975	299	911	300	19.0	4.5
大字狹塚	26	6	25	6	21	6	19.2	0.0

資料：国勢調査

2. 保健福祉の現状

(1) 子育て支援の状況

本町の新生児の出生数は、年々減少しており、少子高齢化が急速に進んでいます。平成22(2010)年の国勢調査では、15歳未満人口は1,120人で、総人口の11%でしたが、平成27(2015)年の国勢調査では、931人、総人口の10%に減少しています。

本町では、子育て支援日本一を目指し、子育て支援施策として、保健・医療・福祉・教育各分野において各種事業に取り組んでいます。こどもが生まれた家庭への祝い金給付や、妊娠5か月目から出産した翌月末までの医療費を無料とする妊産婦医療費助成、保育料の無償化、一時預かり事業の開始(花のまち軽米こども園)、小中学生の給食費の無償化や放課後児童クラブのほか放課後子ども教室の整備を実施してきました。さらに、給食費助成(高校生)や高校生まで医療費が無料となる助成制度を設けています。

その先の若者支援として、青年就農給付金事業や、結婚新生活支援事業などを行っています。

保育施設の状況

(令和6年3月1日現在)

名称	利用定員	入園者数	備 考
花のまち軽米こども園	120	99	延長保育、一時預かり（R5.7月～）
小軽米保育園	50	37	延長保育
晴山保育園	70	39	延長保育
保育施設計	240	175	

資料：軽米子育てガイドブック、健康福祉課調べ

放課後児童クラブの状況

(令和6年3月1日現在)

名称	利用定員	登録者数	利用者数	備 考
軽米児童クラブ	40	42	42	
計	40	42	42	

資料：軽米子育てガイドブック、健康福祉課調べ

(2) 保健・医療の状況

各種健康診査・検査

(令和6年3月1日現在)

健診名	対象者	個人負担
特定健康診査	40～74 歳	1,000 円
若年健康診査	19～39 歳	1,000 円
後期高齢者健康診査	75 歳以上	無料
歯周病検診	今年度 40,50,60,70 歳	無料
妊婦歯科健康診査	母子手帳の交付を受けた妊婦 (おおむね妊娠 5 か月以降)	無料
骨粗しょう症検診	40,45,50,55,60,65,70 歳	500 円 (対象外で受診希望者は 1,980 円)

資料：健康福祉課調べ

各種がん検診

(令和6年3月1日現在)

健診名	対象者	個人負担
大腸がん検診	40 歳以上	500 円
肺がん検診	40 歳以上	無料
前立腺がん検診	50 歳以上男性	1,000 円
子宮頸がん検診	年度末年齢 21 歳の方 上記以外の方	無料 1,000 円 (特定年齢無料)
乳がん検診	年度末 41 歳の方 上記以外の方	無料 1,000 円 (70 歳以上無料)

資料：健康福祉課調べ

医療費助成制度

事業名	対象者（該当条件）
乳幼児医療費助成	出生から6歳に達した年度末まで
妊産婦医療費助成	妊娠5か月目の初日から出産の翌月末まで
ひとり親家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない男性または女性と、その扶養を受けている児童 ・父母のいない18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級または2級 ・特別児童扶養手当1級 ・障害基礎年金1級（特別障害給付金1級も含む） ・療育手帳A級
児童及び生徒医療費助成	就学時から18歳に達した年度末まで

資料：健康福祉課調べ

（3）高齢者福祉の状況

軽米町における介護事業所の状況は、以下のとおりです。

軽米町内介護施設（入所による介護サービス）

施設種別	施設名	運営主体
特別養護老人ホーム	いちい荘	軽米町社会福祉協議会
特別養護老人ホーム	くつろぎの家	社会福祉法人 桂泉会
介護老人保健施設	花の里かるまい	社会福祉法人 麗沢会
高齢者住宅	せせらぎ（アパート）	特定非営利活動法人 清流
認知症対応型共同生活介護	グループホーム花の里かるまい	社会福祉法人 麗沢会

資料：軽米町保健・介護・医療・福祉サービスガイドマップ、健康福祉課調べ

軽米町内介護施設（通所による介護サービス）

施設種別	施設名	運営主体
通所介護（通常規模型）	くつろぎの家	社会福祉法人 桂泉会
通所介護（通常規模型）	せせらぎ	特定非営利活動法人 清流
通所リハビリテーション	花の里かるまい	社会福祉法人 麗沢会

資料：軽米町保健・介護・医療・福祉サービスガイドマップ、健康福祉課調べ

軽米町内介護施設（訪問による介護サービス）

施設種別	施設名	運営主体
訪問介護（身体介護・生活援助）	いちい	軽米町社会福祉協議会
	くつろぎの家	社会福祉法人 桂泉会
	せせらぎ	特定非営利活動法人 清流
訪問介護（身体介護・乗降援助）	軽米タクシー	軽米タクシー株式会社

資料：軽米町保健・介護・医療・福祉サービスガイドマップ、健康福祉課調べ

軽米町地域密着型サービス（「通い」を中心とし「泊まり」や「訪問」などを行うサービス）

施設種別	施設名	運営主体
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム花の里かるまい	社会福祉法人 麗沢会

軽米町内介護施設（介護サービスを受けるためのケアプラン作成）

施設種別	施設名	運営主体
居宅介護支援事業所	軽米町指定居宅介護支援事業所	軽米町
	くつろぎの家	社会福祉法人 桂泉会
	湯の里にのへ（R6.4.1～）	社会福祉法人 麗沢会
	軽米タクシー	軽米タクシー株式会社

資料：軽米町保健・介護・医療・福祉サービスガイドマップ、健康福祉課調べ

高齢者の相談窓口

施設種別	施設名	運営主体
地域包括支援センター	軽米町地域包括支援センター	軽米町
	軽米町地域包括支援センターブランチ	軽米町社会福祉協議会

資料：軽米町保健・介護・医療・福祉サービスガイドマップ、健康福祉課調べ

介護保険以外の在宅福祉サービス

施設種別	運営主体
通所型介護予防事業「はつらつデイサービス」	軽米町社会福祉協議会
生活管理指導員派遣事業「あったかヘルパー」	軽米町社会福祉協議会
食の自立支援事業「よりそい弁当」	軽米町
家族介護用品購入費助成事業	軽米町

資料：軽米町保健・介護・医療・福祉サービスガイドマップ、健康福祉課調べ

（４）障がい者福祉の状況

町内の障がい福祉関連施設は、以下のとおりです。

軽米町内の障がい福祉施設

施設種別	施設名	サービスと定員
障がい者支援施設	太陽荘	施設入所支援：56名 生活介護：60名 短期利用：8名
生活介護事業所	太陽の里	生活介護：30名
就労継続支援B型事業所	こぶし	利用定員：20名
地域活動支援センター	ふれあい	

資料：軽米町・保健・介護・医療・福祉ガイドマップ

3. 地域福祉の現状

(1) 社会福祉事業

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域社会の福祉課題の解決に向けて、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践する必要があります。現在行われている社会福祉協議会を中心とした各種諸活動、ボランティア団体の育成支援等、今後も継続して実施する必要があります。

また、地域における孤立の傾向、増加している空き家の管理問題などの社会的課題への対応が早急に求められるようになってきており、これからも、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの福祉関係団体、地域の実情に精通した民生児童委員とともに、情報を共有しながら、関係機関と連携を図り、課題解決に向けて対応する必要があります。

地域における老人クラブの活動では、構成員の年齢が高くなっており、活動の担い手となる団塊世代の次の世代による実践活動の継続が課題となっています。その中で、健康づくりの活動として、パークゴルフやグラウンドゴルフを取り入れ、効果が見られるものとなっています。

(2) 低所得者対策

軽米町社会福祉協議会では、自立相談支援事業所（一社 One Dish あすいろ）等と連携し、生活困窮者自立支援事業を実施しています。

生活福祉資金制度（総合支援資金、福祉資金福祉費、福祉資金緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の活用（相談、貸付と償還指導）を行っています。

また、町内に居住する低所得世帯に対して応急的な資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図る、たすけあい資金制度の活用（相談、貸付と償還指導）を行っています。

(3) 災害時避難支援の状況

町では、以下のとおり指定避難所及び指定緊急避難場所を定めています。

指定避難所及び指定緊急避難場所

番号	施設名	指定区分	対象地区
1	軽米町民体育館	◎	軽米
2	軽米農村勤労福祉センター	◎	
3	町立軽米小学校 校舎	●	
4	町立軽米小学校 屋内運動場	◎	
5	町立軽米中学校 校舎	●	
6	町立軽米中学校 屋内運動場	◎	
7	町立軽米中学校 柔剣道場	◎	
8	県立軽米高校 第1体育館	◎	
9	県立軽米高校 第2体育館	◎	
10	県立軽米高校 柔剣道場	◎	
11	旧軽米幼稚園 ※乳幼児優先	◎	
12	かるまい文化交流センター	◎	
13	軽米町老人福祉センター	◎	
14	花のまち軽米こども園 ※乳幼児優先	◎	
15	上館農業構造改善センター	◎	
16	軽米町役場	●	
17	軽米町農村環境改善センター	◎	
18	増子内農村振興会館	◎	増子内
19	高家生活改善センター	◎	高家
20	旧円子小学校屋内運動場	◎	円子
21	円子地区交流センター	◎	
22	町立小軽米小学校 校舎	●	小軽米
23	町立小軽米小学校 屋内運動場	◎	
24	小軽米保育園 ※乳幼児優先	◎	
25	小軽米生活改善センター	◎	米田
26	牛ヶ沢集落センター	◎	
27	米田農業構造改善センター	◎	
28	笹渡農業構造改善センター	◎	笹渡
29	旧笹渡小中学校 校舎	◎	
30	旧笹渡小中学校 体育館	◎	
31	小玉川生活改善センター	◎	小玉川
32	長倉生活改善センター	◎	長倉
33	晴山農業構造改善センター	◎	晴山
34	町立晴山小学校 校舎	●	観音林
35	町立晴山小学校 屋内運動場	◎	
36	晴山公民館	◎	
37	晴山保育園 ※乳幼児優先	◎	
38	県北農業研究所	◎	山内
39	山内地区交流センター	◎	
40	ミレットパーク	◎	
41	大清水地区活性化センター	◎	

◎：一時避難場所兼避難所、●：一時避難場所

(4) 自殺予防対策

自殺予防活動として、県立一戸病院の精神科医師による「こころの相談」、保健師による随時相談、保健師と傾聴ボランティアとともに毎月2回「まちの相談室」を開催しています。また、「ゲートキーパー養成講座」を実施して、地域の中で気づきと見守りの体制づくりを行っています。

啓発活動として、かるまいテレビによる「傾聴ボランティアの活動、町の自殺対策の取り組み」を放送しているほか、毎月1回の「健康お知らせ版」を発行すると共に、自殺予防啓発の缶バッジの着用、ポスター、のぼり旗の設置についても取り組んでいます。

これらの活動は、「軽米町こころと命を守るアクションプラン」により、自殺対策を地域づくりの一つととらえて、関係機関と地域が一丸となった取り組みを進めています。

(5) 見守り事業

町では、介護予防のためのサービスや介護保険制度を補うサービスとして、地域生活支援事業に取り組んでいます。このうち、軽米町社会福祉協議会を実施機関とし、相談員が、災害時要援護者台帳整備の実態把握調査と併せ介護保険対象外の家庭訪問または電話による見守りを定期的に行います。

(6) 民生児童委員協議会

地域課題が多様化、複雑化し、地域福祉の重要性が増す中、民生委員として、36名で町内各地区を担当し、主任児童委員2名が町全域を担当し活動しています。地域での支え合いに向けて、民生委員と地域住民の連携による取り組みを一層進める事が必要とされています。

(7) 相談支援体制

定例で年6回、「軽米町保健医療福祉連絡会」を県立軽米病院で開催し、困難ケースや退院患者の事例検討を行っています。その結果をふまえ、保健・医療・介護・福祉関係者で支援方針を検討し、それぞれの分野が役割分担しています。

また、町内の保健・医療・介護・福祉関係者などの多職種による連携と資質の向上を目的に、町内の医療・介護保険事業所・福祉関係者が構成員となり、「軽米町地域ケア個別会議」を定例で年6回開催し、また、必要時にも随時開催しています。

4. 主な地域の活動

(1) 行政区の状況

町内 89 の行政区があり、行政区活動に対して交付金が交付されています。

また、活動費のほか、街路灯設置、公民館備品の購入、ゴミステーションの整備などに充てることのできる地域活動支援事業費補助金があり、各行政区の申請により利用されています。

行政区の規模は大小異なっており、中には 10 世帯以下の集落となり活動が低下する傾向もみられます。このため、今後、防災や避難の仕方、見守りなどについて、町の支援が必要になることも予想されます。また、環境整備の活動に関しても、地域に任せているだけでは持続していくことが難しくなる可能性があります。

現在、町では役場職員が生涯学習推進担当員として、割り当てになっています。推進担当員は、地域の団体の事務の担い手、まつりなどの活動への関与など、積極的に関わっている例があるものの、通常の業務ではなくボランティアの扱いでもあり、現状では、活動に積極的に関わっている場合と、関わりが希薄なところや限定的な場合など、地域によって異なっている状況です。

行政区の活動への交付金等

名称	対象/用途	概要
行政区活動交付金	各行政区/自由(除飲食)、公民館の電気代など維持管理費など	1年間の交付額： 4万円/行政区+世帯割(千円/世帯) 1年間の予算は、763.2万円(令和6年度)
地域活動支援事業費補助金	単独行政区・複数行政区/活動費のほか、街路灯設置、公民館備品の購入、ゴミステーション整備、認知症高齢者対応の防犯カメラ設置費など	単独行政区による申請(例)： 1/2補助、上限30万円 複数行政区による申請(例)： 3/4補助、上限は60万円 1年間の予算は、810万円(令和6年度)

(2) 自治公民館の活動

町内に 77 の自治公民館があり、自治会活動が行われています。この場合の公民館とは、建物の有無を問わず、自治会活動を指しています。

町では、公民館活動費として、65 か所(令和6年度)に助成すると共に、自治公民館連絡協議会を組織し、毎年リーダー研修会や交流集会を開催し、視察や講演会を行って、人材育成と活動の支援を図っています。

公民館活動への交付金等

名称	対象/用途	概要
公民館活動費	65 か所/活動費	年額 7,000 円。うち 2,000 円は自治公民館連絡協議会負担金のため、実質年額は 5,000 円。
地域の組織への指定管理料(類似施設)	12 か所/活動費(含施設の維持管理費)	年額 100,000 円。

(3) 協働参画地域づくりチャレンジ事業

地域における協働参画のまちづくりを推進するため、自治会や企業、NPOなどの団体が主体的に取り組む事業に対して助成があります。この事業は、毎年6月まで募集し、毎年2~3団体が採択されています。

町づくりを主体的に取り組む事業への支援

名称	対象	概要
協働参画チャレンジ事業	活動実績がある団体（含任意団体）	スタートアップ事業 活動開始からおおむね3年以内： 補助率 2/3、上限 50万円
		ステップアップ事業 活動4年目から6年までの3年間 補助率 1/2、上限 40万円

(4) 高齢者教室

高齢者が明るく豊かで生きがいのある生活を送るために、長寿社会における課題の把握、生涯学習活動を通じての社会参加、ふれあい交流を深めることを目的に、高齢者教室が毎年取り組まれており、テーマの数は10程度となっています。

高齢者教室「寿大学」第51期（令和5年度）の内容（抜粋）

日時	学習テーマ	会場
第1回 5月17日（水） 10:00~12:00	開校式&第1回講座（講演会） 町長講話「ウクライナ紛争と脱炭素の動向」 講師：軽米町長 山本 賢一 氏	農村環境改善センター
第3回 6月28日（水） 10:00~11:30	第3回講座 「認知症・介護予防講座」 講師：町健康福祉課 主任保健師 八幡 美紀 氏	農村環境改善センター

(5) ふれあい共食事業

高齢者のひとり暮らし、2人暮らしが増えている中、食生活改善推進員・保健推進員・民生児童委員・生涯学習推進員・地区公民館長・ボランティア等が協働して「ふれあい共食事業」として、平成20年度から共に食べることを通して地域の介護予防をすすめる活動が行われています。会場ごとの実践区での活動は地域の方々に運営され、文化教養や地域コミュニティづくりを組み合わせたプログラムで実施されています。

新型コロナウイルス感染症の流行で一時中止する地区もありましたが、再開または新たに開始する地区も出てきています。また、会場によっては、いきいき百歳体操やお茶会など別の活動を行っているところもあります。令和元年度から令和5年度までの実施会場は表のようになっています。

ふれあい共食事業の実施状況（実践区の会場と実施回数）

会場	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
軽米中央公民館	4				3
上新町公民館	4	2	3	5	5
下新町公民館	4				4
向川原公民館	4		2		3
高家営農研修館	3				3
増子内農村振興会館	5	2	4	5	5
上円子公民館	5	2	3	5	5
河北公民館	4				(お茶会)
小軽米生活改善センター	3	1	(いきいき百歳体操)		
下河南公民館	5	1	1		5
小玉川生活改善センター	4				
晴山農業構造改善センター	4				3
高清水公民館	2	1	1	2	2
横枕公民館	3	1	2		
山内大久保公民館	5	4	5	5	5
山内地区交流センター	4		2	4	4
民田山公民館	5	4			
高家生活改善センター					1
会場数	17	9	9	6	13
実施回数合計	69	18	23	26	48
延参加者数	1,727	332	454	451	—

※令和5年度は概数

(6) 健康教室・健康相談等

こころと体の健康づくりを目指して、地区公民館等を会場にして健康教室や健康相談を行っています。実施に当たっては、地区の保健推進員が主な協力者となって進めていきます。また、食生活に関する内容の場合は地域の食生活改善推進員も協力者となります。

第3章 計画の理念と方針

1. 基本理念

ご近所で集まり、たのしく暮らし、笑顔が咲き誇るまち

軽米町総合発展計画では、まちの将来像として「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」が掲げられ、軽米町のまちづくりの基本目標は、「まちの資源を活かした持続可能な発展の実現」と「協働による課題解決を通じたまちの『住みよさ』の向上」です。

また、町の将来像や基本目標などを達成するために、以下の7つの政策を推進するとしています。

- ① 豊かな自然と美しい景観のまちづくり（景観・再エネ・脱炭素・バイオマス・環境）
- ② 一人一人がいいきき暮らすまちづくり（生涯学習・スポーツ・保健・生きがい・福祉）
- ③ 子育て環境日本一を目指すまちづくり（子育て・教育・国際理解）
- ④ 資源を活かした地域産業のまちづくり（産業・地域ブランド）
- ⑤ 多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり（交流・観光・移住定住・文化）
- ⑥ 共に支え合う安心・安全なまちづくり（生活基盤・防災・防犯・協働）
- ⑦ 社会変化に対応した行財政運営（協働参画・行政・情報）

本計画は、軽米町総合発展計画を上位計画とし、福祉の観点から補完・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。併せて、各種の個別行政計画と密接な関係があり、各個別計画の内容を地域福祉の視点で整理したものです。各個別行政計画に基づき、それぞれの分野の具体的な施策・事業が推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。

このような考え方を基本とし、さらに本計画策定に伴って実施した民生児童委員へのアンケート調査、関連団体・関係者へのヒアリング調査、庁内関係部署へのヒアリング調査（現行計画の評価）による調査結果を踏まえ、集落の互助機能を楽しみながら再構築することを目指して、本計画の基本理念を「ご近所で集まり、たのしく暮らし、笑顔が咲き誇るまち」と定めます。

2. 基本目標・基本方針

〈基本目標1〉 ふれあいと支え合いの地域づくり

○基本方針

1-1 高齢者の活動の機会の提供・・・重点的な取り組み（1）

- ・高齢者が元気に地域で活動する機会の創出
- ・高齢者の様々な活動への参加に向けた交通手段の確保
- ・生涯現役社会の実現に向けた就労機会の拡充
- ・地域内で支え合うことを目指した子どもから高齢者までが集う居場所づくり

1-2 集落機能の維持、再構築による地域活動の推進

- ・地域における草取り、道路維持などの地域の共同作業への支援
- ・地域づくり組織への支援（再編、再構築）
- ・郷土芸能、各種スポーツなど住民活動の促進
- ・地域内の顔の見える関係づくりに向けた住民主体の世代間交流の推進
- ・食をテーマにした活動の推進（ふれあい共食活動など）と担い手の育成
- ・行政区活動交付金、地域活動支援事業費補助金による地域活動の推進

1-3 見守りや生活支援

- ・地域内における支え合いの環境づくり
- ・高齢者世帯への支援
- ・孤立している人への訪問による関わりとニーズ把握及び支援

1-4 地域におけるつながりの再構築

- ・地域の活動に誰もが参加しやすい環境づくり
- ・困った様子がうかがえたら声を掛け合える環境づくり
- ・困難化する前に相談できる相談しやすい環境づくり

1-5 地区公民館や空き家の活用

- ・空き家の実態把握と利活用の促進
- ・地区公民館や空き家を活用したコミュニティの場づくり支援
- ・地域内における各種活動主体の育成と支援
- ・地域内における通いの場活動への支援

1-6 協議体と生活支援コーディネーターの活動

- ・協議体会議（かるまい結っこの会）の開催
- ・地域資源の把握や生活支援等サービスの開発の推進
- ・地域内の支え合いの体制づくりに向けた住民への普及啓発
- ・生活支援等サービスの担い手の育成や活動する場の確保の推進
- ・関係機関及び関係者とのネットワークの構築や連携強化

〈基本目標2〉健康と暮らしを支えるネットワークの拡充

○基本方針

2-1 健康づくりの推進・・・重点的な取り組み（2）

- ・各世代に向けた効果的な健康づくり活動の推進
- ・健康寿命の延伸に向けた関係者の連携による介護予防活動の充実
- ・より身近な地域内での運動のできる場の環境整備
- ・食をテーマにした活動の推進（ふれあい共食活動など）と担い手の育成【再掲】

2-2 子ども支援の取り組み

- ・子どもを対象とした相談体制づくり
- ・子どもの貧困対策への取り組み
- ・学習支援等の取り組み
- ・子どもや子どもをもつ親が交流できる場づくり（交流機会の創出、環境の整備）
- ・地域内の顔の見える関係づくりに向けた住民主体の世代間交流の推進【再掲】

2-3 就労支援の充実

- ・身近な相談窓口の設置と普及啓発
- ・リスキリングを含めた就労支援体制の整備
- ・生涯現役社会の実現に向けた就労機会の拡充【再掲】
- ・近隣自治体との連携による就労支援の検討

2-4 在宅生活を支える連携の強化

- ・医療、介護、福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築と推進
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による効率的なデータの共有と活用
- ・講習会等の実施を含む専門職人材の確保に向けた対策の充実

2-5 自殺防止の取り組み

- ・地域における多職種ネットワーク構築と強化
- ・住民への啓発及び支える人材の養成
- ・関係機関の連携による早期発見と早期対応
- ・継続的な自死遺族支援
- ・精神疾患への対応
- ・働き盛り世代へ向けた職域での普及啓発

2-6 移動手段の充実

- ・高齢者、障がい者等の交通手段の確保
- ・イベントや行事への参加の移動手段の充実
- ・公共交通利用のための支援
- ・地域内の支え合いによる買い物支援等の仕組みづくり

〈基本目標3〉福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり

○基本方針

3-1 認知症高齢者への対応・・・重点的な取り組み（3）

- ・認知症の知識に関する普及啓発の推進
- ・医療関係者との連携強化による認知症の早期発見、早期治療の推進
- ・認知症サポーターなどの養成による地域での支え合いの充実
- ・成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの推進

3-2 障がい者支援

- ・地域生活支援拠点の整備
- ・障がい者向けグループホームなど居住環境の充実の検討
- ・障がい者が高齢になっても同じ場所で生活できる共生型ホームなどの整備検討
- ・障がい者の就労支援の充実
- ・相談支援体制の充実及び権利擁護の推進
- ・障がい者の家族会などに対する支援の充実（親亡き後の生活支援ほか）
- ・成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの推進【再掲】

3-3 子育て支援

- ・子どもの一時預かり、病後児保育などのニーズへの対応
- ・在宅育児におけるニーズへの対応
- ・気軽に利用できるファミリーサポートセンターの設置検討
- ・子育て経験者によるヘルパー制度の導入検討
- ・保育士確保に向けた対策の充実
- ・子ども家庭センターの設置と連携強化

3-4 介護サービスの充実と情報提供

- ・地域内での支え合いによる介護予防の充実
- ・居宅介護における家族支援の拡充
- ・介護人材確保対策の強化
- ・相談窓口に関する情報発信
- ・二戸圏域での地域包括ケアシステムの構築と推進

〈基本目標4〉 地域福祉を担う人づくり

○基本方針

4-1 地域福祉に関わる人材の育成・・・重点的な取り組み（4）

- ・学校と地域との連携による福祉教育の充実
- ・地域の活動を担う次の世代の人材育成
- ・講習会等の実施を含む専門職人材の確保に向けた対策の充実【再掲】
- ・地域福祉の課題解決に取り組む非営利活動組織の育成

4-2 ボランティアの促進

- ・ボランティアの活動促進と育成、受け皿の整備
- ・ボランティア利用希望者に向けた相談体制の充実
- ・地域内の支え合いによる買い物支援等の仕組みづくり【再掲】

4-3 集落機能の維持、再構築による地域活動の推進【1-2再掲】

- ・地域における草取り、道路維持などの地域の共同作業への支援
- ・地域づくり組織への支援（再編、再構築）
- ・郷土芸能、各種スポーツなど住民活動の促進
- ・地域内の顔の見える関係づくりに向けた住民主体の世代間交流の推進
- ・食をテーマにした活動の推進（ふれあい共食活動など）と担い手の育成
- ・行政区活動交付金、地域活動支援事業費補助金による地域活動の推進

〈基本目標5〉身近な総合相談体制の充実

○基本方針

5-1 総合相談体制の充実・・・重点的な取り組み（5）

- ・相談しやすい環境づくり、相談窓口に関する情報発信
- ・関係者のネットワークによる身近な相談体制の充実
- ・相談しづらい深刻な相談などへの迅速な対応
- ・生活困窮者への支援体制の充実

5-2 身近な相談機会の提供

- ・情報発信等による広報活動の強化
- ・地域内の支え合いによるニーズ把握の実施
- ・成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの推進【再掲】

5-3 在宅生活を支える連携の強化【2-4再掲】

- ・医療、介護、福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築と推進
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による効率的なデータの共有と活用
- ・講習会等の実施を含む専門職人材の確保に向けた対策の充実

5-4 自殺防止の取り組み【2-5再掲】

- ・地域における多職種のネットワーク構築と強化
- ・住民への啓発及び支える人材の養成
- ・関係機関の連携による早期発見と早期対応
- ・継続的な自死遺族支援
- ・精神疾患への対応
- ・働き盛り世代へ向けた職域での普及啓発

3. 重点的な取り組み

(1) 高齢者の活動の機会の提供

本町の高齢者人口は2020年をピークに減少に転じますが、総人口の減少も著しく、高齢化率は、2020年実績で41.8%となり、人口推計によると今後この高齢化率は増加し続け、2030年には48.0%、2035年には50.8%となり、過半数が高齢者となります。これと並行して高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯、さらに認知症高齢者の増加が見込まれ、地域内の互助機能が失われていく中で、住民の地域生活支援に対するニーズは多様化していくものと予想されます。

一方で、コロナ禍を経て、これまで特に意識することなく維持されてきた「ご近所」の互助機能の復活を求める声が強くなってきています。

今後の地域福祉には共生の理念のもと、住民の身近な圏域において住民同士が支え合うコミュニティの形成を意識的に捉え直した取り組みが大切といわれています。この実現に向けて、今後増加する空き家などを積極的に活用した住民主体の活動の場・機会の提供が重要です。

【今後の方向性】

- ①高齢者が元気に地域で活動する機会の創出
- ②高齢者の様々な活動への参加に向けた交通手段の確保
- ③生涯現役社会の実現に向けた就労機会の拡充
- ④地域内で支え合うことを目指した子どもから高齢者までが集う居場所づくり

(2) 健康づくりの推進

本町では、町民の健康増進に向けた取り組みとして、各種健康診査・検査、がん検診、医療費助成等を実施しています。また、健康相談や健康教室、高齢者の心身の健康増進を目的とした「いきいき百歳体操」や「よさって笑って体操教室」を開催しているほか、乳幼児健診での離乳食相談や幼児栄養相談の実施、かるまい文化交流センターではトレーニングルームの整備など、町民全体の健康意識の向上を高める取り組みを行っています。

さらには、ふれあい共食事業や適塩弁当事業などにより食生活指導を強化推進する等、保健師、食生活改善推進員、民生児童委員、傾聴ボランティア、ゲートキーパー、認知症サポーター等の協力を得ながら町民の健康づくりに取り組んでいます。

今後も、町民全体が元気で暮らすまちづくりを推進し、さまざまな世代の特性に応じた健康相談や健康教室を開催しながら、健康づくりを推進します。

【今後の方向性】

- ①健康づくりの推進
- ②健康寿命の延伸に向けた関係者の連携による介護予防活動の充実
- ③より身近な地域内での運動のできる場の環境整備
- ④食をテーマにした活動の推進（ふれあい共食活動など）と担い手の育成

(3) 認知症高齢者への対応

二戸地区広域行政事務組合策定「第9期介護保険事業計画」によりますと、「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」(令和4年10月～令和4年12月)に回答した本町の65歳以上住民のうち「認知機能の低下有り」と答えた住民の割合が53.1%と、二戸市浄法寺町に次いで高い割合となっていますが、高齢化率の上昇に伴い認知症高齢者は今後増加するものと予想されます。

また、同計画では、『認知症施策の推進』として、「認知症の方ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すること」を目指しています。

これらのことから、本計画においても認知症高齢者への地域での対応については重要な事項と位置付け、住民主体による地域体制の構築に取り組みます。

【今後の方向性】

- ①認知症の知識に関する普及啓発の推進
- ②医療関係者との連携強化による認知症の早期発見、早期治療の推進
- ③認知症サポーターなどの養成による地域での支え合いの充実
- ④成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの推進

(4) 地域福祉に関わる人材の育成

地域福祉は、地域住民や公私の社会福祉関係者が協力して地域社会の福祉課題に取り組むこととされています。地域社会の福祉課題の解決に向けた総合的かつ包括的な視点における高い専門性も大切ですが、これらの課題の解決に向けて協働する地域住民の役割も重要となっています。

このことから、本町の地域福祉の充実に当たっては、地域での人材育成が最重要となります。本計画においても、この点を明確に位置付けて取り組みます。

【今後の方向性】

- ①学校と地域との連携による福祉教育の充実
- ②地域の活動を担う次の世代の人材育成
- ③講習会等の実施を含む専門職人材の確保に向けた対策の充実
- ④地域福祉の課題解決に取り組む非営利活動組織の育成

(5) 総合相談体制の充実

高齢者や障がい者、子ども、子育て、生活困窮者、虐待、権利擁護等の多様化・複雑化する相談に適切に対応できるよう、町内にある各種相談窓口の周知を図るとともに、町内外の医師や保健師などの各種専門家と連携し、専門的見地から迅速に対応できるようにします。

また、情報を入手しにくい環境にあると思われる住民に対しては、地域包括支援センター等の相談機関と民生児童委員や行政区長等が連携し、相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

【今後の方向性】

- ①相談しやすい環境づくり、相談窓口に関する情報発信
- ②関係者のネットワークによる身近な相談体制の充実
- ③相談しづらい深刻な相談への迅速な対応
- ④生活困窮者への支援体制の充実

4. 施策の展開

(1) 今後の取り組み

少子高齢化が加速し、集落内の独居高齢者と空き家が増加傾向にある中で、旧来のご近所の互助機能は失われつつあります。

これまで暗黙的に享受できてきた集落の互助機能を補うために、これからは、ご近所で意識的に集い、支え合う「場」の創出が求められます。

ただし、この支え合いの「場」の創出は、住民が新たに「義務を負う」という性格のものではなく、旧来の地区行事のように楽しいものではなくてはなりません。

ご近所の住民が日常的に顔を合わせ、困ったことがあったら共有することから、地域福祉の取り組みが始まるものと考えます。

町では専門的な人材の確保と町内外の各種福祉機関等との連携に努め、これら住民主体の地域福祉と協働します。

本計画は、単に行政の責任の明示に止まるのではなく、住民主体の支え合いの促進に向け、地域活動のための場の確保や環境の整備をはじめ、自治会、民生児童委員、ボランティア、NPO法人等、地域福祉活動に参加する様々な住民が協働しながら活動できる取組についても示すことにより、住民総参加での地域づくりを推進する社会計画としての役割も持っています。

住民の取組 自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと
個人や家庭等、住民の取組の方向性を示します。

地域の取組 互助：地域が力を合わせて実現していくこと
地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、民生児童委員等）、ボランティア、NPO法人、社会福祉協議会、企業・事業所、地域における様々な人や組織等の取り組みの方向性を示します。

事業者の取組 共助：介護保険や福祉サービスの提供で実現していくこと
住民との契約によって福祉サービスを提供する介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等の取り組みの方向性を示します。

町の主な取組 公助：行政等の責任として推進していくこと
行政として取り組むべきとされることが、住民や地域の主体的な取組を支えるために行うこと等、町の取り組みの方向性を示します。

第4章 計画の推進方策

1. 推進体制等

本計画は、「軽米町総合発展計画」を上位計画とし、関連する他の個別計画や関係各課との連携を進めて、実施を図ります。

また、軽米町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合・連携を図りながら、地域におけるふれあい、支えあいに重点を置き、各種制度を活用し、これらの個別計画で対応できない地域課題については、本計画での対応を進めます。

本計画の基本理念の実現に向けては、町、住民、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、社会福祉事業者などが目標を共有し、それぞれの役割を持って連携しながら取り組みを進めるように促します。

2. 計画の評価

本計画で示した基本目標の達成状況を計る指標としては、住民の地域福祉に関する満足度の向上が挙げられます。

本計画が実行性のあるものとするため、計画の中間年度及び最終年度に実施状況を検証するものとし、住民アンケート調査等を実施し、内外の評価を集約し、これらをもって計画の評価とします。

第5章 成年後見制度利用促進に向けた取り組み

(軽米町成年後見制度利用促進基本計画)

1. 計画策定の背景

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成28(2016)年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

国は平成29(2017)年3月に促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)を策定し、概ね5年間の間に、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとしています。

さらに国の基本計画が令和3(2021)年度に最終年度を迎えたことから、令和4(2022)年3月25日に第二期基本計画が閣議決定となり、成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実、成年後見制度の運用の改善、後見人への適切な報酬の付与、地域連携ネットワークづくりの推進について令和8(2026)年度までの5か年で取り組んでいくこととなりました。

(3) 軽米町の基本計画

これらを背景に、本町では町の責務として、国の基本計画を勘案した「軽米町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本町の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

2. 現状と課題

(1) 成年後見関係事件

令和4(2022)年1月から同年12月までの1年間における全国の家庭裁判所の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の処理状況は、申立件数合計39,719件(前年は39,809件)に対して後見開始の審判が27,988件、保佐開始の審判が8,200件、補助開始の審判が2,652件となっています。このうち、盛岡家庭裁判所管内においては367件の申立てがあり、78件の市町村長申立てがありました。

本町においては、令和5(2023)年12月31日時点において2件の利用者数となっています。また、日常生活自立支援事業(あんしんネット)の利用者は、現在5名で、近年10年間で11名の利用がありました。

(2) 二戸地域権利擁護支援事業

このような状況において、二戸地域4市町村が連携して、平成24(2012)年度から「二戸地域権利擁護支援事業」に取り組み、二戸地域における権利擁護支援を推進してきました。その後、平成31(2019)年度からは、国の基本計画に基づく「中核機関¹」をNPO法人カシオペア権利擁護支援センターに委託設置し、多職種連携により推進を図ってきました。

本町では高齢化率が43.6%(令和5(2023)年10月末)と県内で9番目に高く、また、認知症高齢者の増加と相まって、今後も権利擁護支援が必要な住民が増加することが予想されます。一方で、権利擁護の支援を必要としながら相談機関につながっていない住民も多く、さらには弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職が不足していることで、後見人等を受任する受け皿が不足しています。

今後、必要な住民に対する権利擁護支援を推進するためには、福祉のみならず、保健、医療、司法等に携わる多職種が連携し、チームとして住民一人ひとりの権利擁護を支援する仕組みが不可欠となります。併せて、低所得者における成年後見制度利用に係る助成が不十分な状況であり、必要とするすべての住民に支援が行き届かないことが課題とされています。また、権利擁護の重要性や成年後見制度に関する住民の理解が十分に浸透していない状況にあり、今後は様々な方法による啓発活動が求められます。

3. 計画の位置づけ

町の基本計画は、促進法第14条の市町村の講ずる措置となる計画です。

策定にあたっては、国の基本計画を勘案する中で、「第9期介護保険事業計画(二戸地区広域行政事務組合)」(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)及び「第7期軽米町障がい福祉計画/第3期軽米町障がい児福祉計画」(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の権利擁護に関する施策との整合を図ります。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年とします。

5. 基本理念

この基本計画において、権利を擁護するために、その人の意思決定を支援することで、本人の自発的意志が尊重され、本人の権利が擁護される地域づくりを目指して、本町の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していくための基本理念を定めます。

権利擁護が必要な人の意思決定を支援して、その人らしい生活が守られる地域づくり

6. 基本方針

基本理念を踏まえて、高齢になっても、障がいを持っていても、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活ができる地域社会を築くために、成年後見制度の利用の促進に関し必要な施策の計画目標を定めます。

住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるまちづくり

7. 基本目標

(1) 成年後見制度の普及促進

ア 成年後見制度の広報・啓発

イ 市民後見人の養成及び活動支援

(ア) 市民後見人の養成及び活動に向けた支援

(イ) 市民後見人の受任調整に向けた体制整備

(ウ) 専門職団体及び法人後見の拡大

(2) 成年後見制度の利用支援

ア 成年後見制度利用支援事業

(ア) 成年後見制度に係る村長による審判の請求（町長申立）

(イ) 成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用の助成及び後見人等の報酬の助成

(3) 中核機関による支援の充実

ア 中核機関の設置と運営支援

(ア) 中核機関の設置

(イ) 中核機関に対する運営支援

イ 中核機関の機能強化

(ア) 中核機関が担うべき具体的機能等の整理

① 広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知、啓発等）

② 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）

③ 利用促進（マッチング）機能

・受任調整（マッチング）等の支援

・担い手の育成・活動の促進

・日常生活自立支援事業（あんしんねっと）等関連制度からのスムーズな移行

④ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

⑤ 不正防止効果

(4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア 地域連携ネットワークの役割整理

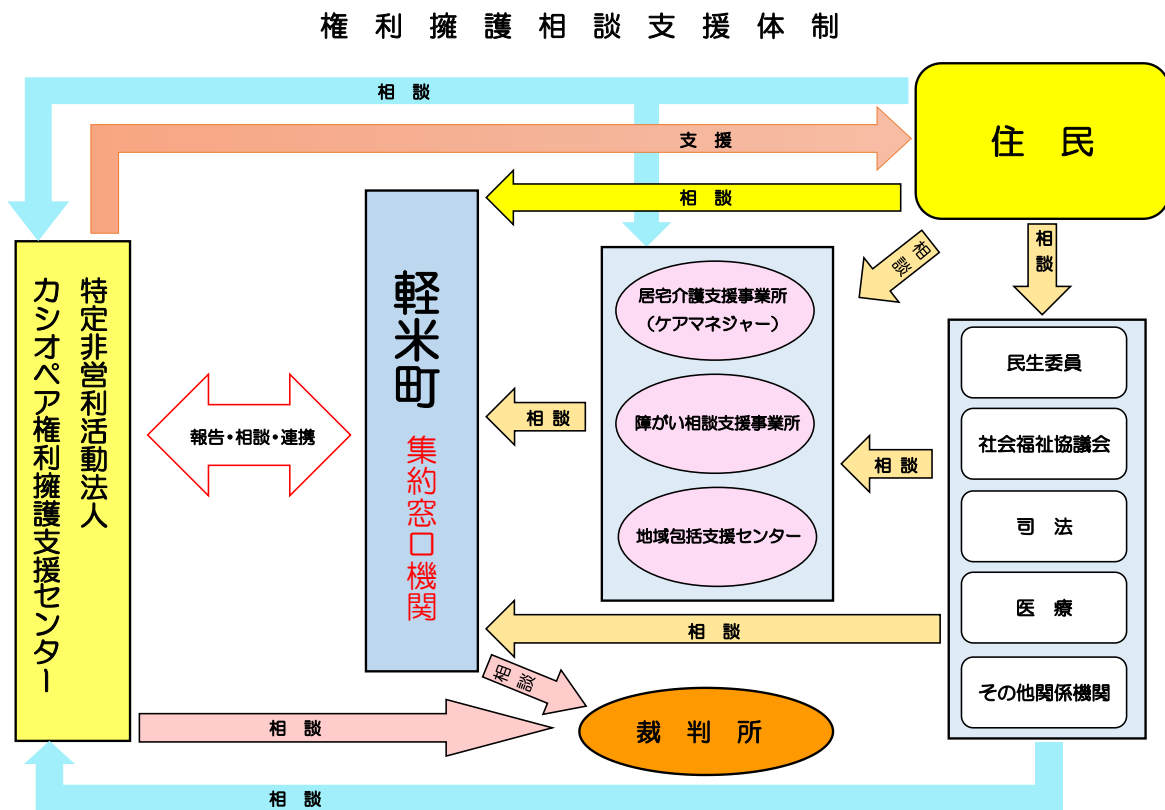
- (ア) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援
- (イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

イ 地域連携ネットワークの基本的仕組みづくり

- (ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- (イ) 協議会等によるネットワークの運営

8. 庁内連携の強化

住民の理解及び成年後見制度等の活用により個々の権利が擁護され、その人らしい生活が実現できるように、中核機関との連携を強化し施策を推進します。また、権利擁護の推進においては、福祉部門はもとより生活場面全体に関わる幅広い部門との庁内連携を推進します。



資料：NPO法人カシオペア権利擁護支援センター（軽米町の支援体制図）

軽米町地域福祉計画 概要版

発行日 令和6年3月

発行 岩手県九戸郡軽米町

編集 軽米町健康福祉課 福祉担当

〒029-6302

岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85